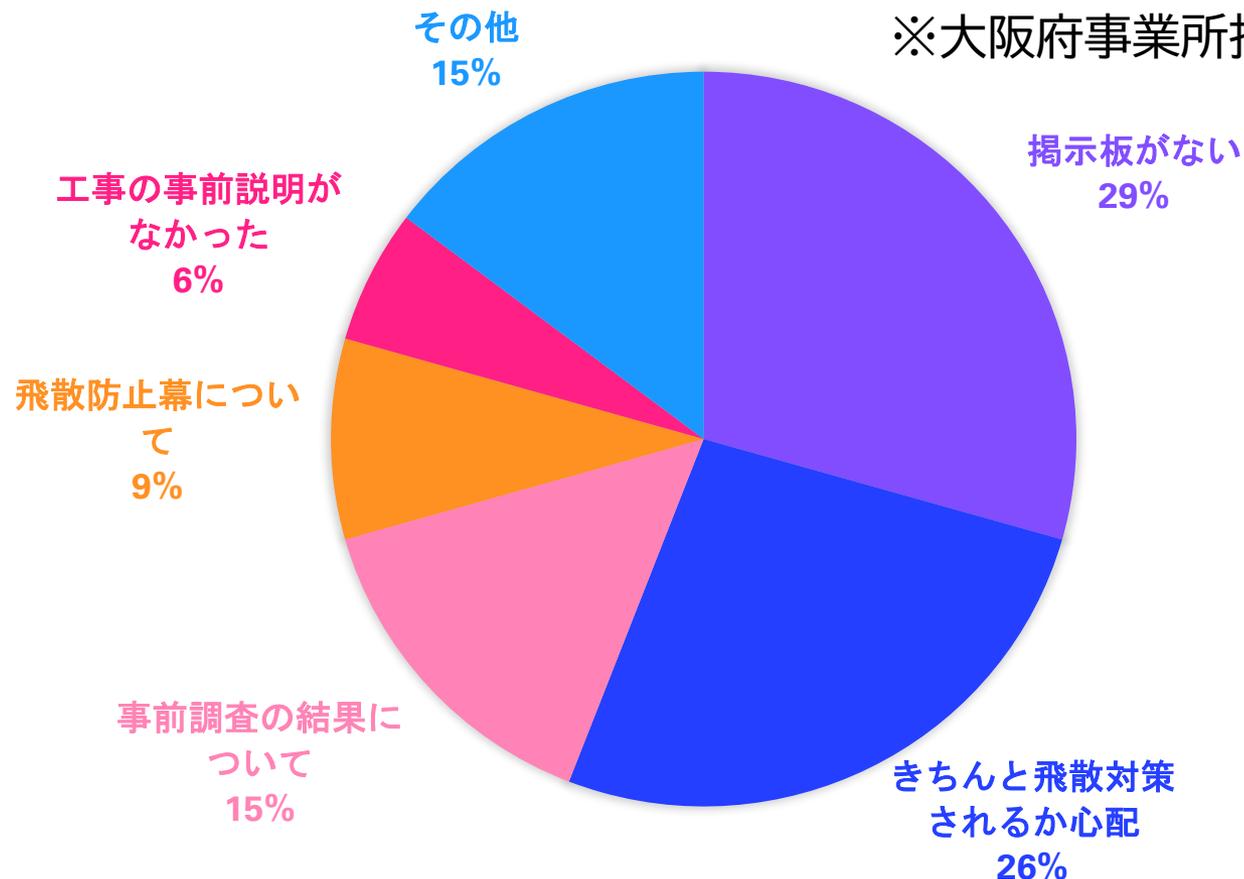


発注者・事業者が行うべき リスクコミュニケーション

大阪府事業所指導課大気指導グループ

令和6年度 大阪府事業所指導課大気指導グループで 受け付けた苦情内容の内訳



実際に不適正工事ではなくても、掲示板などのコミュニケーションツールの不備や、飛散対策が適切にされるのか心配といった相談がほとんど。

解体によるアスベスト除去におけるコミュニケーションの必要性①

【アスベスト除去工事の特徴】

- 一般住民に身近な環境での作業であること
- 作業現場と周辺地区との情報格差があること

(アスベストの存在の確認と除去対策の内容が現場に限定される傾向)

- 作業が短期であることから、問題が発覚した時点で既に作業が終了している場合が多いこと

解体によるアスベスト除去におけるコミュニケーションの必要性②

■ 知識の度合いによる誤解

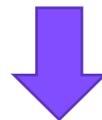
出来事の高率な発生、統計情報や有害性情報の不確実性

■ 関心の違いや利害関係による対立

リスクの特性による人々の関心の違い、個別施設との利害関係



適切な情報提供と双方向のコミュニケーションを行うことにより、近隣住民等との信頼関係を構築することができ、必要に応じて飛散防止対策の質を高め、リスクの低減に役立てられる。



工事を円滑に進めることができる。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン

■平成29年4月

環境省「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を策定

■令和4年3月

改訂版 ガイドラインを作成

変更点: 令和2年大気汚染防止法の改正内容の反映
リスクコミュニケーション事例の記載の拡充

ガイドライン策定の趣旨

■対象者

- ・・・建築物等の解体等工事の発注者または自主施工者

受注者などに代行を委託してもよい。
ただし、この場合も工事発注者または自主施工者は、責任者として十分に内容を把握する必要がある。

■対象工事

- ・・・すべての解体、改造、補修工事（解体等工事）

個人所有の戸建住宅も含む

- 大気汚染防止法の特定工事
吹付け石綿(レベル1)、石綿を含有する耐火被覆材、断熱材、保温材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)、石綿含有仕上塗材(レベル3相当)を使用した建築物等の解体等工事
- 石綿の使用がない工事

本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的

定義

解体等工事における石綿飛散に係るリスクや飛散防止対策の内容と効果などに関する正確な情報を、関係者が共有し、相互に情報や意見を交換して意思疎通を図ること

関係者・・・発注者または自主施工者、工事受注者
周辺住民等、地方公共団体等関係機関

目的

- 相互理解を深め、信頼関係を構築すること
- 飛散防止対策の質を高め、リスク低減に役立てること

工事発注者または自主施工者にとってのリスク コミュニケーションのメリット

- 周辺住民等とのトラブルの未然回避や初期段階での対処が可能となり、工事の円滑な推進につながる。
- 万が一、事故等が発生した場合にも、問題解決の糸口となる。
- 石綿漏洩・飛散事故の防止と石綿飛散防止対策の質の向上が期待される。
- 工事作業や周辺住民等の石綿ばく露リスクを低減できる。
- 石綿飛散に係る訴訟リスクを低減できる。
- 社会的な責任を果たし、信頼を得ることができる。
- 総合的にみると意思決定にかかる時間と費用を節約することができる。

発注者または自主施工者 (=リスクコミュニケーションの責任者)

工事発注
(リスクコミュニケーション
委託)

協力・報告
(リスクコミュニケーション
代行)

リスクコミュニケーション
委託

リスクコミュニケー
ション代行

元請業者・下請負人

コンサル会社等

- ・石綿飛散防止対策の助言・指導
- ・周辺住民等とのリスクコミュニケーションの助言・指導
- ・新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏洩・飛散事故発生時の指導・監督 など

- ・法・条例に基づく届出
- ・事前調査結果の報告(元請業者)
- ・石綿飛散防止対策の相談
- ・周辺住民等とのリスクコミュニケーションの相談
- ・新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時の報告・相談

地方公共団体等関係機関

- ・大気汚染防止法(石綿関連)所管部署(届出、報告、相談)
- ・労働基準監督署(届出、報告)
- ・建設リサイクル法所管部署(届出、報告)

情報交換、 討議、信頼 関係の構築

- ・質問・意見等
- ・提供された情報の
確認・理解 など

双方向の
コミュニケー
ションの実施

- ・石綿の使用状況、健康
リスク

- ・石綿飛散防止対策等
の情報提供・説明、質
問等に対する回答
など

周辺住民等

- ・解体等工事における石綿飛散に関する相談・問い合わせ
- ・石綿漏洩・飛散事故等の相談・通報 など

- ・解体等工事における石綿飛散に関する相談・問い合わせへの回答
- ・石綿漏洩・飛散事故等への対応状況の説明 など

■ 周辺住民等とは

- 周辺住民(当該建築物等周辺を通学や通勤に利用している者を含む)
- 周辺事業所



加えて

【特に配慮が必要な施設や不特定多数の人が出入りする施設が存在する場合】

- 保育所や学校等の関係者
- 病院、大型ショッピングセンター、イベントホール(コンサートホール、スポーツ施設など)などの関係者(入院患者、来院・来場者含む)

【当該建築物等や敷地の使用を継続した状態で解体等工事を行う場合】

- 解体等工事を行う当該建築物等の内部や敷地内で活動する人
(例)工場の従業員、事務所ビルテナントの従業員など
- 当該建築物等の管理者、敷地内の他の建築物等の管理者
- 当該建築物等が存在する敷地の管理者 など

リスクコミュニケーションの手順

1. 法・条例等の規定の確認

石綿に係る法規制や解体等工事現場を管轄する地方公共団体の
リスクコミュニケーションに関する条例等の確認



2. 情報収集

周辺地域に関する情報の収集



3. 石綿の使用の有無に関する事前調査

①事前調査の実施 ②事前調査結果の報告、掲示、作業の届出



作業計画の作成



4. リスクコミュニケーションを行うための準備

①実施時期 ②対象範囲 ③情報提供する事項
④情報提供方法の検討・決定 ⑤問い合わせ等への準備



自治会長
等や地方
公共団体
等関係機
関への相
談・協議



5. 実施

リスクコミュニケーションの実施



リスクコミュニケーションを行うための準備

■検討事項

①実施時期

A) 解体等工事の実施前

- 石綿の有無に関わらず事前調査結果の掲示を行う。
- 事前にチラシの配布や説明会の開催などを行う。

B) 石綿除去等作業の実施中

- 石綿除去作業がある程度長期間に及ぶ場合、石綿の漏洩の有無や作業の進捗状況、大気中石綿濃度の測定結果等について、周辺住民へ情報提供を行う。
- 周辺住民等から問い合わせがあった場合、現場に備え置きしている事前調査結果の写し等を活用し、正確でわかりやすく、速やかに回答することが重要

C) 石綿除去等作業の終了後

- 作業が終了したことや石綿建材の処理状況等について、情報提供を行う。

※新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時には、別途実施が必要

リスクコミュニケーションを行うための準備

■検討事項

②対象範囲(対象エリア・対象者)

以下の要件の優先度等を勘案して設定する。

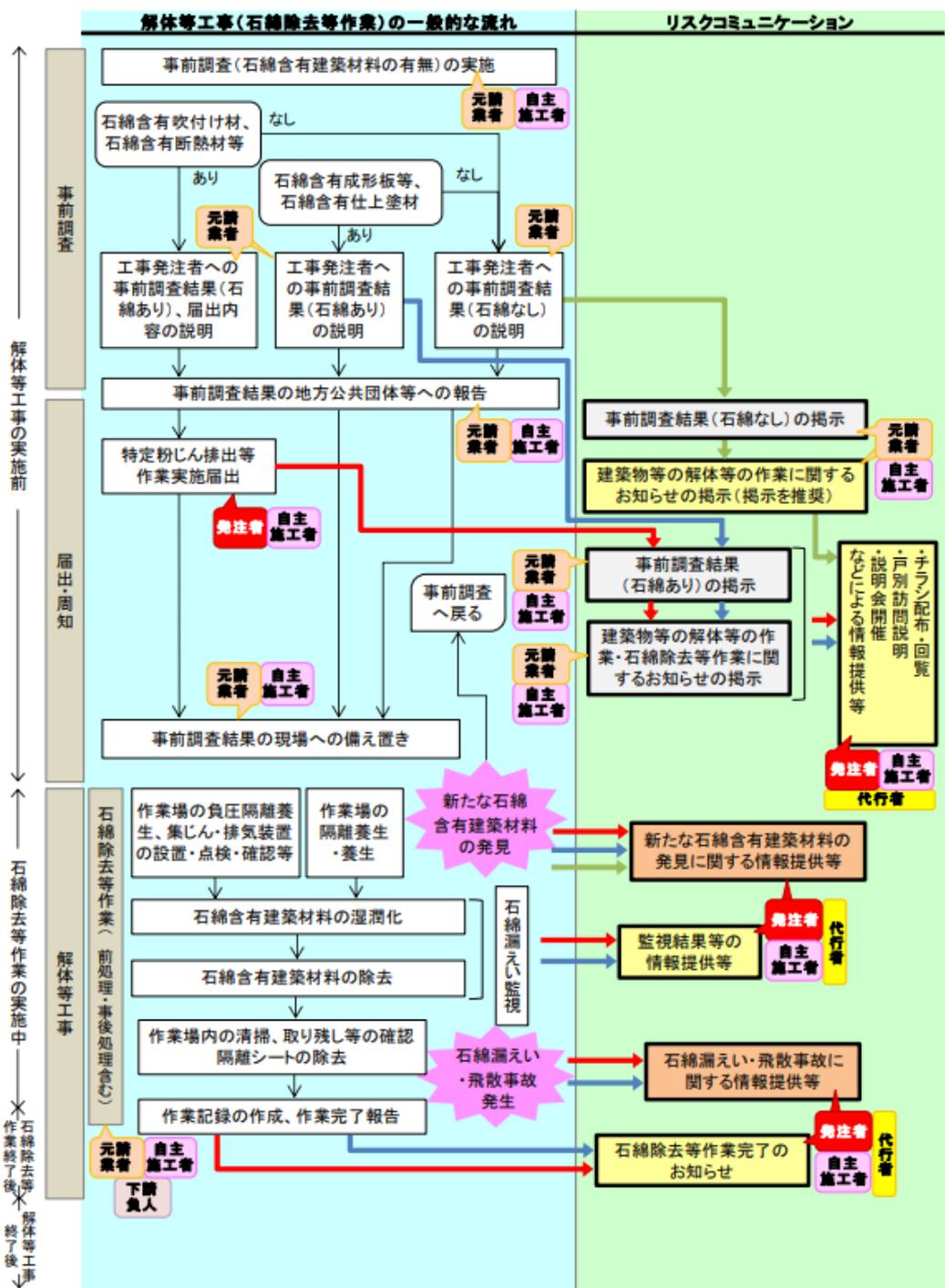
要件等	優先度	高	低
建築物の規模		・大規模	・小規模
工事期間		・長期間	・短期間
工事現場の位置		・人口密集地域	・人口閑散地域
工事中の人の出入り等		・特に配慮が必要な施設内での工事 ・近傍に特に配慮が必要な施設あり	・近傍に特に配慮が必要な施設なし
		・不特定多数の人の出入りあり ・就業者・居住者あり	・不特定多数の人の出入りなし ・就業者・居住者なし
石綿含有建築材料の種類		・吹付け石綿 ・石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材	・石綿含有成形板等 ・石綿なし ・石綿含有仕上塗材
作業の方法		・破砕等石綿を飛散させる おそれの高い作業	・原形のまま取り外し等飛散させる おそれの少ない作業

解体等工事(石綿除去等作業)の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期

ガイドライン P.11

凡例

- : リスクコミュニケーション(法令等の規定あり)
- : リスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
- : 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
- : 実施者
- : 石綿除去等作業関連の流れ
- : リスクコミュニケーションの流れ (石綿含有吹付け材、断熱材等)
- : リスクコミュニケーションの流れ (石綿含有成形板等、仕上塗材)
- : リスクコミュニケーションの流れ (石綿なし)



③情報提供する事項の例

●解体等工事の実施前

【事前調査に関する事項】

- ✓事前調査を行った者の氏名または名称及び住所、講習実施機関の名称 ★
- ✓事前調査の調査方法及び調査箇所(分析調査を行った場合は分析方法を含む) ★
- ✓事前調査終了年月日 ★
- ✓事前調査結果の概要(石綿含有建築材料の種類) ★
- ✓事前調査結果の報告先、報告年月日 ★

★:大気汚染防止法等により規定されている掲示事項などで、最低限情報提供が必要な事項
(P.15-16)

周辺住民等が求めている情報を整理・分類し、重要な情報を漏らさず、適切な量でわかりやすく提供することが重要

③情報提供する事項の例

●解体等工事の実施前

【作業内容等に関する事項(石綿除去等作業に該当する場合)】

- ✓事業場(工事現場)の名称 ★
- ✓発注者または自主施工者の氏名または名称及び住所 ★
- ✓元請業者の氏名または名称及び住所、現場責任者の氏名、連絡場所 ★
- ✓届出先、届出年月日 ★
- ✓石綿に関する基本的事項、毒性、健康リスク ★
- ✓石綿除去等作業の計画 ★
- ✓新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時の対応
- ✓解体等工事(石綿以外)の概要
- ✓騒音・振動、粉じん対策
- ✓工事車両の搬出入経路
- ✓地震等の災害発生時の対応
- ✓その他周辺住民等に伝えるべき事項や周辺住民等が必要とする事項
- ✓問い合わせ窓口 ★

③情報提供する事項の例

●石綿除去等作業の実施中

- ✓石綿漏えい監視状況
- ✓石綿除去等作業の進捗状況
- ✓問い合わせ窓口

●石綿除去等作業の終了後

- ✓石綿除去等作業の実施内容
- ✓石綿除去等作業終了の報告・終了年月日
- ✓石綿除去等作業の実施中の「石綿漏えい・飛散等なし」の報告
- ✓取り残し等の確認を行った者の氏名及び講習実施期間の名称
- ✓石綿除去等作業終了時に作業場内の清掃を実施したことの報告
- ✓石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認結果
- ✓除去した石綿含有建築材料の処分状況等
- ✓石綿除去等作業実施者(自主施工者または元請業者)の氏名等
- ✓工事発注者または自主施工者の氏名等
- ✓問い合わせ窓口

④情報提供方法

● 掲示

- ✓ 大気汚染防止法では、事前調査の結果や作業の内容等について公衆の見やすい場所に設置の義務あり。
- ✓ 石綿障害予防規則や関連通知でも、これらの掲示が求められている。
- ✓ 他の方法と組み合わせて実施することが望ましい。

掲示以外の方法については、解体等工事・石綿除去等作業の規模(解体か改造・補修か、全面工事か一部工事かなど)や工事・除去等作業の期間、石綿含有建築材料の種類やリスクの大きさ、リスクコミュニケーションの対象範囲(エリアの広さ、対象者の数等)、地域の特性を考慮して、適切な方法を選択する。

④情報提供方法

●チラシの配布・回覧

- ✓個別に配布するか、自治会の回覧板を活用する。
- ✓掲載できる情報量が限られるので、簡潔でわかりやすく。
- ✓問い合わせ先を必ず記載する。

●戸別訪問

- ✓直接住民等の意見や懸念事項を聞いて対応できる。(戸別訪問の目的は、説得ではなく理解を得ること)
- ✓対象範囲がある程度限られている場合に適している。

●説明会

- ✓周辺住民等との双方向の話し合いや意見交換を行うことができ、その場で住民等の質問や意見に回答できる。
- ✓学校関係者など、広範囲に分散している人を対象とすることも可能。

石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション

(1)新たな石綿含有建築材料発見時

解体等工事実施中に新たな石綿を発見



- ✓工事の一時停止と飛散防止対策等の有無・効果の確認、必要に応じ追加措置
- ✓関係機関への速やかな報告
- ✓周辺住民等への情報提供

速報として掲示やチラシ、必要に応じ説明会開催

情報提供する事項の例

- ✓新たに発見した石綿含有建材の種類、確認した箇所等
- ✓発見の経緯、事前調査で確認できなかった理由
- ✓石綿漏えい・飛散の可能性の有無(石綿含有建築建材の破損の有無等)
- ✓今後の対応について(事前調査のやり直しについて、調査漏れがないよう他の場所も再確認することなど)

石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション

(2) 石綿漏えい・飛散事故発生時

石綿除去等作業実施中の漏えい・飛散
(養生の破損、隔離区域からの漏えいなど)



災害時も同様の
対応

事前調査時に見落とした石綿含有建築材料を解体等工事中に破損・飛散

石綿除去等作業終了後に除去等作業実施中の漏えい・飛散の可能性が判明



- ✓ 作業実施中に漏えい・飛散が判明した場合は、直ちに工事を中止し、事故等の状況を把握し、飛散防止の応急措置を講じる
 - ✓ 自治会、関係機関への速やかな報告、情報共有
 - ✓ 事故原因の究明、周辺住民等に事故の状況及び対応状況、再発防止策について説明
- <住民への情報提供>
- ・方法、範囲は事故の規模や影響度に応じて決定
 - ・大きな事故の場合は、戸別訪問や説明会の開催による丁寧な説明が必要
 - ・地方公共団体等関係機関とも相談

コミュニケーションを進めるうえでの いくつかの留意点

■ 地域特性を理解することの重要性

- －現場の土地利用特性
- －周辺住民の社会的特性
- －アスベストあるいは他の有害物質の問題に関するこれまでの地域の関わりや経緯

■ 通常時とモードが異なる事故発生時の対応（災害発生時を含む）

- －初動時の大切さ
- －利害関係者との調整の場の設定

参考情報

■建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(改訂版)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/rc_guideline/index.html

■災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル[第3版]

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/hisanboushi.pdf>

■建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和6年2月改正)(令和7年3月訂正事項を反映)

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>

出典

解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーション・フォーラム(環境省)

資料1:石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの重要性

資料3:ガイドライン(案)の概要について